

議案第35号

土地の取得について

大阪都市計画道路淀川左岸線（2期）及び淀川南岸線の用地とするため、次の土地を買い入れる。

土地の持分1,000分の541

位 置 大阪市此花区高見1丁目89番ほか14筆

面 積 74,731.74平方メートル

契約金額 863,513,062円

平成26年2月14日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪都市計画道路淀川左岸線（2期）及び淀川南岸線の用地を取得するため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件20,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。